

第5章 施設・事業ごとの量の見込みと提供体制の確保

「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき、教育・保育の提供体制の確保に関する計画について、その提供区域を以下のように設定し、国の「基本指針」に定められた教育・保育及び地域子育て支援事業の確保に関する内容と実施時期について定めます。

1 教育・保育の提供区域の設定

第2期益田市子ども・子育て支援事業計画と同様、益田市全域を提供区域として定める。

2 定期的な教育・保育事業

(1) 定期的な教育・保育事業の確保策の考え方

教育・保育施設及び地域型保育事業	算出対象 児童年齢
1号認定（認定こども園及び幼稚園）＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2号認定①（幼稚園）＜共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭＞	3～5歳
2号認定②（認定こども園及び保育所）＜共働き家庭＞	3～5歳
3号認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業）＜共働き家庭＞	0～2歳

(2) 教育・保育事業の提供体制

2025年度（令和7年度）	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み（人）	58	750	387	165
②確保数（人）	58	750	417	186
特定教育・保育施設※1	58	750	412	181
特定地域型保育※2	0	0	5	5
② - ① =	0	0	51	

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

2026年度（令和8年度）	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み（人）	51	713	347	160
②確保数（人）	51	713	363	186
特定教育・保育施設 ^{※1}	51	713	358	181
特定地域型保育 ^{※2}	0	0	5	5
② - ① =	0	0	42	

2027年度（令和9年度）	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み（人）	42	643	338	156
②確保数（人）	42	643	342	186
特定教育・保育施設 ^{※1}	42	643	337	181
特定地域型保育 ^{※2}	0	0	5	5
② - ① =	0	0	34	

2028年度（令和10年度）	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み（人）	34	578	327	152
②確保数（人）	34	578	322	186
特定教育・保育施設 ^{※1}	34	578	317	181
特定地域型保育 ^{※2}	0	0	5	5
② - ① =	0	0	29	

2029年度（令和11年度）	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み（人）	29	532	317	148
②確保数（人）	29	532	305	186
特定教育・保育施設 ^{※1}	29	532	300	181
特定地域型保育 ^{※2}	0	0	5	5
② - ① =	0	0	26	

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

(3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の提供体制

事業概要

生後6か月から3歳未満の未就園の子どもを対象に、保育所（園）や認定こども園等の施設で一定時間までの預かりを行います。

対象年齢

0歳～2歳

単位

時間

量の見込みと確保数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	0	7	7	7	7
①量の見込み(時間)	0	1,200	1,175	1,140	1,109
②提供体制(時間)	0	1,200	1,200	1,200	1,200
②(時間)－①(時間)＝	0	0	25	60	91

提供体制の確保の内容及び実施時期について

令和8年度から「子ども・子育て支援法」に基づき、新たな給付事業として実施されることに伴い、本市においても、利用ニーズの動向を踏まえ、既存の教育・保育施設を活用するなどして、乳児等通園支援事業の利用を促進します。

乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるとともに、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有できる体制を整備します。

幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用へ円滑に移行できるよう支援します。

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 地域子育て支援事業の考え方

国の指針に定められている地域子育て支援事業は、以下の18事業です。それぞれの事業について、「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、今後は毎年推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

①利用者支援事業	⑪一時預かり事業
②地域子育て支援拠点事業	⑫病児保育事業
③多様な主体の参入促進事業	⑬放課後児童健全育成事業
④妊婦健康診査	⑭子育て世帯訪問支援事業
⑤乳児家庭全戸訪問事業	⑮児童育成支援拠点事業
⑥養育支援訪問事業	⑯妊婦等包括相談支援事業
⑦子育て短期支援事業	⑰産後ケア事業
⑧実費徴収に係る補足給付を行う事業	⑱親子関係形成支援事業
⑨ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	
⑩延長保育事業	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

①利用者支援事業

事業概要

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉などの関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言など必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりなどを行います。

量の見込みと提供体制

【こども家庭センター型】					
	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
②提供体制(箇所)	1	1	1	1	1
②-①=	0	0	0	0	0

②地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児（0歳～2歳）及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

量の見込みと確保数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	285	282	295	307	320
②提供体制(人)	750	750	750	750	750
②提供体制(箇所)	1	1	1	1	1
②(人)－①(人)＝	465	468	455	443	430

③多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。

提供体制

今後、国の指針などに基づき取組について検討を行います。

④妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

量の見込みと提供体制

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	191	186	181	177	175
①量の見込み(回数)	2,265	2,204	2,144	2,095	2,071
②提供体制	・実施場所:各医療機関 ・検査項目:血液検査、超音波検査などの国が定める基本的な妊婦健康診査項目 ・実施時期:妊娠 12～39 週まで				

⑤乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行います。

量の見込みと提供体制

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	192	187	182	177	173
②提供体制	・実施体制:12人(保健師、看護師、助産師等) ・実施機関:直営				

⑥養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援します。

量の見込みと提供体制

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	50	50	50	50	50
②提供体制	・実施体制:13人(保健師、栄養士、社会福祉士など専門職) ・実施機関:直営				

⑦子育て短期支援事業(ショートステイ)

事業概要

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童(0歳～小学校6年生まで)について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

量の見込みと確保数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	16	15	14	14	13
②提供体制(人)	16	15	14	14	13
②-①=	0	0	0	0	0

⑧実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成します。

提供体制

本市では、特定教育・保育施設を利用する多子世帯の支給認定保護者について、副食材料費に要する経費を補助します。

⑨ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

事業概要

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

量の見込みと確保数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	140	135	130	125	120
②提供体制(人)	180	180	180	180	180
②-①=	40	45	50	55	60

⑩延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に、認定こども園、保育所等で保育を実施します。

量の見込みと確保数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	227	252	228	206	189
②提供体制(人)	227	252	228	206	189
②-①=	0	0	0	0	0

⑪一時預かり事業

事業概要

保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、保育所、幼稚園、認定こども園等で一時的にこどもを預かります。

提供体制

本市では、保育所等の利用の有無に関わらず、一時的に家庭での保育が困難となった場合に保育所、認定こども園で一時的保育事業を実施しています。

⑫病児保育事業

事業概要

病児について、病院等に付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育などを実施します。

量の見込みと確保数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	325	305	284	264	249
②提供体制(人)	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
②提供体制(箇所)	1	1	1	1	1
②(人)－①(人)=	1,475	1,495	1,516	1,536	1,551

⑬放課後児童健全育成事業

事業概要

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に小学校の活用可能教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

量の見込みと確保数

低学年	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	378	357	336	321	304
②提供体制(人)	392	392	392	392	392
②－①=	14	35	56	71	88
高学年	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	61	61	60	59	54
②提供体制(人)	131	132	133	134	135
②－①=	70	71	73	75	81
提供体制(施設数)	18	18	18	18	18

⑭ 子育て世帯訪問支援事業

事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐことを目的としています。

対象年齢

0歳～17歳

量の見込みと確保数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	23	23	23	23	23
②確保数(人)	23	23	23	23	23
②提供体制(箇所)	5	5	5	5	5
②(人)－①(人)=	0	0	0	0	0

⑮ 児童育成支援拠点事業

事業概要

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童(6歳～17歳)などに対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供などを行います。

量の見込みと確保数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	40	40	39	37	36
②確保数(人)	40	40	40	40	40
②提供体制(箇所)	2	2	2	2	2
②(人)－①(人)=	0	0	1	3	4

⑩妊婦等包括相談支援事業

事業概要

妊娠期の負担軽減のため、妊婦のための支援給付を行うとともに本事業を効果的に組み合わせることで総合的な支援を行います。

量の見込みと確保数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(回)	392	383	372	362	353
②提供体制(回)	392	383	372	362	353
②提供体制(箇所)	1	1	1	1	1
②(回)－①(回)=	0	0	0	0	0

⑪産後ケア事業

事業概要

出産後間もない母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を行います。実施方法は、施設において日中、来所した利用者に実施する「日帰り（デイケア）型」、担当者が利用者の自宅に赴く「居宅訪問（アウトリーチ）型」があります。

量の見込みと確保数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み(人)	228	224	216	212	204
②提供体制(人)	228	224	216	212	204
②提供体制(箇所)	2	2	2	2	2
②(人)－①(人)=	0	0	0	0	0

⑫親子関係形成支援事業

事業概要

こどもとの関わり方などに不安を抱えている保護者及びその児童に対し、地域の実情に応じ、講義やグループワークなどを通じて、児童の心身の発達の状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施し、悩みや不安を抱える保護者が必要な情報の交換ができる場を設けるなど親子間における適切な関係性の構築を図るための支援を行います。

提供体制

本市では、支援対象者のニーズに寄り添いながらきめ細かに、適切な時期に対応するため、専門職により直営で実施をしています。

放課後児童対策パッケージの推進

<市町村行動計画などに盛り込むべき内容>

ア 一体型の放課後児童クラブ及びボランティアハウスの 2029 年度(令和 11 年度)に達成されるべき目標事業量

2029 年度(令和 11 年度)までにボランティアハウスが開設されているすべての放課後児童クラブ(全 9 箇所)で連携型が実施できるよう取り組んでいきます。

イ ボランティアハウスの 2029 年度(令和 11 年度)までの実施計画

現在ある 11 箇所のボランティアハウスの活動の充実を推進するとともに、放課後児童クラブと連携した取組を推進します。また、豊かな体験活動が各地区において継続的に実施される体制づくりのため、活動者への支援、各地区の機運の醸成に取り組めます。

ウ 放課後児童クラブ及びボランティアハウスの連携による実施に関する具体的な方策

国が示す一体型又は連携型を促進するため、福祉部局と教育委員会が一体となって放課後児童クラブとボランティアハウス及び地域を中心とした子育て支援事業の関係者と連携して学校施設等を活用した事業や行事の企画について取り組めます。

エ 小学校の活用可能教室などの放課後児童クラブ及びボランティアハウスへの活用に関する具体的な方策

教育委員会、学校と連携して、小学校の教室の活用状況を確認し、活用可能教室がある場合、可能な範囲で活用を推進します。

オ 放課後児童クラブ及びボランティアハウスの実施に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブ及びボランティアハウス事業推進するため、組織間の連携を強化し、相互の関係者が、密に情報共有を図り、総合的な放課後対策に取り組んでいきます。

カ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

児童の安全で安心な放課後の居場所づくりを第一に、配慮を必要とする児童に関する放課後児童支援員などに対する研修や放課後児童クラブ又はボランティアハウスでの受け入れに係るアドバイザーなどの派遣などの体制づくりを行います。

キ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

放課後児童クラブに預ける保護者や地域の実情などに応じて、きめ細かく利用しやすい制度を構築します。

ク 各放課後児童クラブがその役割をさらに向上させていくための方策

「生活の場」、「遊びの場」として、集団生活の中での社会性の確立を目指し適切な環境づくりを進めるため、放課後児童支援員などの研修の充実を図るなど質の向上に努めます。

ケ 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

市公式ウェブサイトなどによる情報提供を継続するとともに、放課後児童クラブの運営受託者などを通じて、保護者、学校及び地域と連携を深めます。

コ 校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

放課後児童クラブの運営主体の理解を得ながら、関係部署と連携を図り、整備していきます。

サ 校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進に関する具体的な方策

放課後児童クラブの放課後児童支援員などと放課後子ども教室のコーディネーターが連携して、プログラムの内容、実施日などを検討できるよう、定期的な打合せの場を設けます。また、校内交流型プログラムを実施する場合には、安全に児童が移動できるよう、放課後児童支援員、ボランティアなどを配置します。

4 推計人口表

■推計人口表■

	実績値							推計値				
	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2027年 (令和9年)	2028年 (令和10年)	2029年 (令和11年)
0歳	320	269	281	264	238	197	192	187	182	177	173	171
1歳	352	325	272	283	271	240	200	195	189	183	178	174
2歳	332	318	316	279	287	269	242	202	197	191	185	180
3歳	339	344	324	320	289	282	272	245	204	199	193	187
4歳	355	327	349	327	319	285	281	271	244	203	198	192
0～4歳	1,698	1,583	1,542	1,473	1,404	1,273	1,187	1,100	1,016	953	927	904
5歳	403	337	325	344	331	317	284	280	270	243	203	198
6歳	405	364	340	328	341	334	319	286	282	272	245	205
7歳	367	392	362	343	332	339	336	321	288	284	274	247
8歳	423	401	388	356	349	327	337	334	319	286	282	272
9歳	415	374	398	387	360	344	327	337	334	319	286	282
5～9歳	2,013	1,868	1,813	1,758	1,713	1,661	1,603	1,558	1,493	1,404	1,290	1,204
10歳	397	372	389	390	360	360	342	325	335	332	317	284
11歳	422	419	369	395	390	390	361	343	326	336	333	318
12歳	392	404	413	370	392	392	388	359	341	324	334	331
13歳	417	400	404	418	369	369	393	389	360	342	324	334
14歳	425	427	402	404	415	415	368	392	388	359	341	323
10～14歳	2,053	2,022	1,977	1,977	1,926	1,926	1,852	1,808	1,750	1,693	1,649	1,590
合計	5,764	5,473	5,332	5,208	5,043	4,860	4,642	4,466	4,259	4,050	3,866	3,698

- 将来人口の推計に当たっては、「コーホート要因法」によって行った。「コーホート要因法」とは、ある基準年次の男女別、年齢別人口を出発点とし、これに仮定された女子の年齢別出生率、出生性比、男女年齢別生存率、男女年齢別人口移動率を適応して将来人口を推計する方法である。すでに生まれている人口については、基準人口（男女年齢別）から出発して将来年次の生存数、移動数を求め、将来人口を計算し、また、新たに生まれる人口については将来の出生者数を計算して、その生存率、移動率を求め、将来の人口を計算するという方法で、総人口は男女、年齢別人口を合計することによって求められます。
- 推計に当たっては、2018年（平成30年）～2024年（令和6年）3月31日現在の住民基本台帳に基づく男女各歳別人口を用いました。